

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、「法律の規定」ではない問題でしたね。  
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、専ら再生の目的となる廃棄物のみの収集運搬を業として行う者は業許可が不要であるとされているが、通常、この「専ら再生の目的となる廃棄物」として取り扱われていない廃棄物は、次のうちどれか。

- (1) 古紙
- (2) くず鉄
- (3) 古繊維
- (4) コンクリートくず
- (5) あきびん類

**【解説】**

一般廃棄物については、法第7条、産業廃棄物については第14条で業許可について規定しているが、この条文の中で設問の趣旨が「ただし書き」により規定されている。  
また、法律では具体的な廃棄物の種類までは言及していないが、廃棄物処理法施行時に出された昭和46年10月16日の厚生省局長通達（環整第43号）により、この「専ら再生の目的となる廃棄物」として、古紙、くず鉄、古繊維、あきびん類の4品目が提示されており、それ以降この4品目に限り許可不要として運用されている。  
正解（4）

古紙、くず鉄、古繊維、あきびん類の4品目をこの業界では「専ら再生4品目」と呼称していることをご存じの方は大勢いらしたと思います。  
詳しい独自解説の前に、ちょっと捻った次の問題に挑戦してみてください。

Q、専ら再生の目的となる廃棄物のみの収集運搬を業として行う者は業許可が不要であるとされているが、通常、この「専ら再生の目的となる廃棄物」として取り扱われていない廃棄物は、次のうちどれか。

- (1) 古紙
- (2) 古銅
- (3) 古繊維
- (4) 木くず
- (5) ガラス繊維くず

**【解説】**

(2)については昭和46年10月16日の厚生省局長通達（環整第43号）の中で「くず鉄（古銅等を含む）」とあり、鉄以外の金属であっても「専ら再生の目的」として扱うときは許可不要として運用している。

## ～廃棄物処理問題～

また、(5)のガラス繊維くずについては、平成5年3月31日付衛産36号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について」の中で旧厚生省産業廃棄物対策室長通知で次のように述べている。

(ガラス繊維くず)

問 43 再生利用される排出事業者の不要としたガラス繊維くずは、法第14条第1項ただし書又は第4項(現第6項)ただし書に規定する専ら再生利用の目的となる産業廃棄物に該当すると解してよいか。

答 お見込みのとおり。当該ガラス繊維くずは、平成5年2月25日付衛産第20号通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領について」第7の2において示されたあきびん類に該当する。

この通知は平成12年12月28日付けの地方分権一括通知(生衛発第1904号、厚生省部長通知)の中で廃止されているが、ガラス繊維くずは「あきびん類」として、現在も多くの自治体で、この通知の趣旨を踏襲し許可不要と運用されている。

正解(4)

この「専ら再生4品目」は令和2年3月30日の「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通称、「許可事務通知」)」では、「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」と記載しています。

では、一般廃棄物についてはどうかと言うと、一般廃棄物については市町村の自治事務であることから、現在では国や都道府県は権限が無く口出し出来ないのです。かと言って、この課題は市町村によって状況が大きく異なるというものでも無く、市町村独自の見解で運用するというのも困難でしょうから、大多数の市町村では一般廃棄物についても同様の運用をしてくれています。

許可事務通知の中では「古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、あきびん類、古繊維」と4品目を挙げていることから一般的には「専ら再生4品目」と呼ばれています。

「古銅」は廃棄物処理法スタート時の昭和の時代からこれに含んで運用してきていましたし、再生ルートやその性状などからも違和感は無いのですが、「ガラス繊維くず」を「あきびん類」として扱うことには、BUNさんは当時から違和感を覚えています。「ガラス繊維くずを「あきびん類」として扱えるのであれば、割れたガラスくずでも「あきびん類」として扱えるのではないか？」という理屈も出てきますよね。

いずれにしても、この運用は「通知」であり法律や政省令と言った条文で規定しているものではありません。実際にこの処理に携わる方は、該当行政窓口でご確認の程を。

では、今回の宿題も引き続き「通知」による運用からの問題を。



### 宿題Q

物が廃棄物かどうかは「総合的に判断する」とされているが、次のうち、一般的に総合判断の要因にあたらぬものはどれか。

- (1) 物の性状
- (2) 排出の状況
- (3) 通常の見取り形態
- (4) 取引価値の有無
- (5) 廃棄物処理業許可の有無